

令和5年度 地域農業者 協働型有害鳥獣駆除活動支援金



地域農業者等とハンターによる クマの駆除活動を支援します！

- クマを始めとした有害鳥獣の出没が増える一方で、地域におけるハンター数の減少や高齢化が進み、有害鳥獣の駆除活動従事者が不足しています。
- そこで、市では令和4年度から地域農業者等とハンターによる協働の駆除活動を支援し、地域ぐるみの捕獲体制の構築を推進しています。

**地域ぐるみでクマの駆除活動を実施した団体には
クマ1頭につき2万円交付します。
(ただし、1団体上限10万円)**

- 本支援金を希望する団体は駆除活動の前に事業の参加登録が必要です。
- 事業の詳細は裏面をご覧ください。

問合わせ先

弘前市農林部 農村整備課 鳥獣対策係 ☎0172-40-4155

事業の流れ

1. 駆除活動団体の立ち上げ・参加登録

①地域でクマの駆除活動をするメンバーを集めます。

⚠ 団体の構成に関する主な注意事項 ⚠

- ・ハンター及び農業者等で構成される4名以上の団体であること。
- ・構成員の農業者等は狩猟免許を有していないこと。
- ・構成員のハンターは農業者等の居住する地域を活動拠点とし、第1種銃猟免許及びわな猟免許を有すること。



※農業者等には、農業者の方ほか、農業者以外の市民も含まれます。

②クマの駆除活動を始める前に本事業への参加登録をします。

<参加登録に必要なもの>

- ・会則
- ・団体名簿（会則等の様式を参考にしたい場合はご相談ください）

2. クマの駆除活動の実施(11月まで)

①活動日誌の作成等を行なながら、以下のような活動を実施します。

<活動内容>

- ・クマ捕獲わなの設置
- ・わなの見回り・点検、エサの交換
- ・捕獲個体の処分 など



※希望する団体には、市所有の捕獲わなを貸し出します（1団体2基まで）。

3. 活動実績の報告・支援金の支払い(随時)

①捕獲した場合は、添付書類等と共に実績報告書を随時提出します。

<添付書類等>

- ・捕獲したクマの尾
- ・活動日誌及び写真（日付を印字） など

②要件等を満たすことが確認できれば、

1頭につき2万円の支援金が交付されます（1団体上限10万円）。

問合せ先

弘前市農林部 農村整備課 鳥獣対策係

電話 0172-40-4155